

## 「楽園信州ファミリー」及び「楽園信州移住応援企業」登録要領

田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局

### (趣旨)

第1条 この要領は、官民一体で長野県への移住・二地域居住を推進するために、長野県への移住・二地域居住の希望者及び二地域居住の実践者等を「楽園信州ファミリー」として登録するとともに、「楽園信州ファミリー」登録者に対し、特典サービス等の提供に協力いただける事業者を「楽園信州移住応援企業」（以下「応援企業」という。）として登録することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (「楽園信州ファミリー」の登録要件について)

第2条 「楽園信州ファミリー」の登録者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 登録申請時に長野県外に居住し、長野県に愛着を持ち、移住又は二地域居住を希望する者
- (2) 登録申請時に長野県外と長野県内にそれぞれ就労や生活の拠点を有するとともに、長野県に愛着を持ち、長野県内の拠点の滞在期間が通算して1年間あたり1ヶ月以上となる、又は見込みのある二地域居住者
- (3) 登録申請時に長野県外から移住して1年未満の長野県内居住者

2 前項の(2)で定める二地域居住者は、「楽園信州ファミリー」として登録するとともに、長野県への二地域居住の推進等に協力いただくために、「週末信州人」としてあわせて登録する。

### (「楽園信州ファミリー」の会員登録手続き)

第3条 「楽園信州ファミリー」の登録を希望する者は、次のいずれかの方法により申請するものとする。

- (1) 田舎暮らし「楽園信州」推進協議会（以下「協議会」という。）事務局（別表1）に、「楽園信州ファミリー」登録申込書（以下「申込書」という。）（様式第1号）を郵送、電子メール、FAX、直接持参のいずれかの方法により提出
- (2) 長野県外の移住相談窓口（別表2）に、申込書を提出
- (3) 長野県移住ポータルサイト（「楽園信州」ホームページ、<http://www.rakuen-shinsyu.jp>）の登録フォームから入力

2 協議会事務局は申請内容を確認し、「楽園信州ファミリー」として登録するとともに、「楽園信州ファミリー」登録会員証（以下「会員証」という。）を交付する。

3 「楽園信州ファミリー」の登録の削除を希望する者は、任意の様式により申し出るものとする。協議会事務局は、申し出を受理したときは、登録内容を削除するものとする。

### (会員証の有効期間及び更新)

第4条 会員証の有効期間について、第2条(1)又は(2)の要件を満たす者は、交付の日から3年を経過した後の最初の9月30日までとする。なお、有効期間中に長野県内に移住した場合であっても、有効期間中に限り別に定める応援企業の特典サービス等を利用することができるものとする。

2 第2条(3)の要件を満たす者の会員証の有効期間は、交付の日から2年を経過した後の最初の9月30日までとする。

- 3 第2条(1)又は(2)の要件を満たして会員証の交付を受けた者で、有効期間中に長野県内に移住した者を除き、会員証の有効期間の更新を希望する者は、任意の様式により申し出ることができるものとする。なお、この場合の有効期間は、再交付の日から3年を経過した後の最初の9月30日までとする。
- 4 前項にて更新の申し出が無い者については、登録を自動解除とし登録内容を削除するものとする。

#### (個人情報取扱いについて)

第5条 申込書に記入のあった個人情報は、協議会事務局が適切に管理することとし、協議会及び長野県が実施する移住・二地域居住の推進に関する事業のため、必要な範囲でのみ使用するものとする。

- 2 登録希望者の同意を得て、協議会の会員である市町村が実施する移住・二地域居住の推進に関する事業のため、必要な範囲で情報提供することができるものとする。

#### (応援企業に関する基本的な考え方)

第6条 応援企業は、第1条の趣旨に賛同し、「楽園信州ファミリー」登録者に特典サービス等を提供するものとする。

- 2 この要領における特典サービス等とは、「楽園信州ファミリー」登録者が受けることができる利用料金及び商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈及び買い物ポイント加算等をはじめとした各種サービスのことをいう。

#### (応援企業の登録)

第7条 応援企業の認定を希望する店舗及び施設等は、協議会事務局に、「楽園信州移住応援企業登録申込書」(様式第2号)を郵送、電子メール、FAX、直接持参のいずれかの方法により申請するものとする。

- 2 協議会事務局は内容を審査し、適切であると認める場合は応援企業として登録する。ただし、次に掲げる店舗及び施設等については、登録を行わないこととする。
  - (1) 各種法令等に違反しているもの、又はその恐れのあるもの
  - (2) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者、又はこれに準ずる者が経営するもの
  - (3) 宗教活動及び政治活動に関するもの
  - (4) 通信販売及びインターネットによる販売など、対面販売を前提としないもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会が応援企業への登録が適当でないと認めるもの
- 3 応援企業の登録有効期限は、登録の日から1年間とする。ただし、登録項目に変更がなく、かつ登録期間満了1ヶ月前までに取消しの申し出がない場合は、自動更新するものとする。

#### (特典サービス等の提供)

第8条 「楽園信州ファミリー」登録者は、応援企業から特典サービス等の提供を受ける際に会員証を提示しなければならない。また、応援企業は、会員証を提示した者に対して、特典サービス等を提供するにあたり、やむを得ない場合に限りその身分等を証明する書類の提示を求めることができる。

#### (応援企業の名称及び特典サービス等の公表)

第9条 協議会は、応援企業の名称及び特典サービス等について、「楽園信州」ホームページ等により公表するものとする。

(登録の取消し)

第10条 協議会は、応援企業が事業を廃止したとき、又は第7条に定める登録要件を満たさなくなったとき、その他、応援企業としての登録が適当でないと認めるときは、当該登録を取消することができる。

(特典サービス等の提供の停止・変更)

第11条 応援企業は、「楽園信州ファミリー」登録者に対するサービス等を停止又は変更することができる。この場合において、応援企業は協議会事務局にその旨を連絡しなければならない。

(雑則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は協議会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年7月21日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年9月9日から施行する。

この要領は、令和5年9月5日から施行する。

(別表1)(第3条第1号関係)

田舎暮らし「楽園信州」推進協議会事務局  
(長野県 企画振興部 信州暮らし推進課内)  
〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2  
電 話：026-235-7024  
FAX：026-235-7397  
電子メール：iju@pref.nagano.lg.jp

(別表2)(第3条第2号関係)

長野県外の移住相談窓口

移住相談窓口	所在地
長野県移住・交流センター	東京都中央区銀座5-6-5 NOCOビル5階 銀座NAGANO内
NPO法人ふるさと回帰支援センター	東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階
長野県名古屋移住・交流サポートデスク	愛知県名古屋市中区栄4-16-36 久屋中日ビル4階 長野県名古屋観光情報センター内
長野県大阪移住・交流サポートデスク	大阪府大阪市北区梅田1-3-1-800 大阪駅前第1ビル8階 長野県大阪観光情報センター内